

第 11 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和 2 (2020) 年 3 月 26 日 (木) 17 : 30 ~

場所 県庁舎本館 8 階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

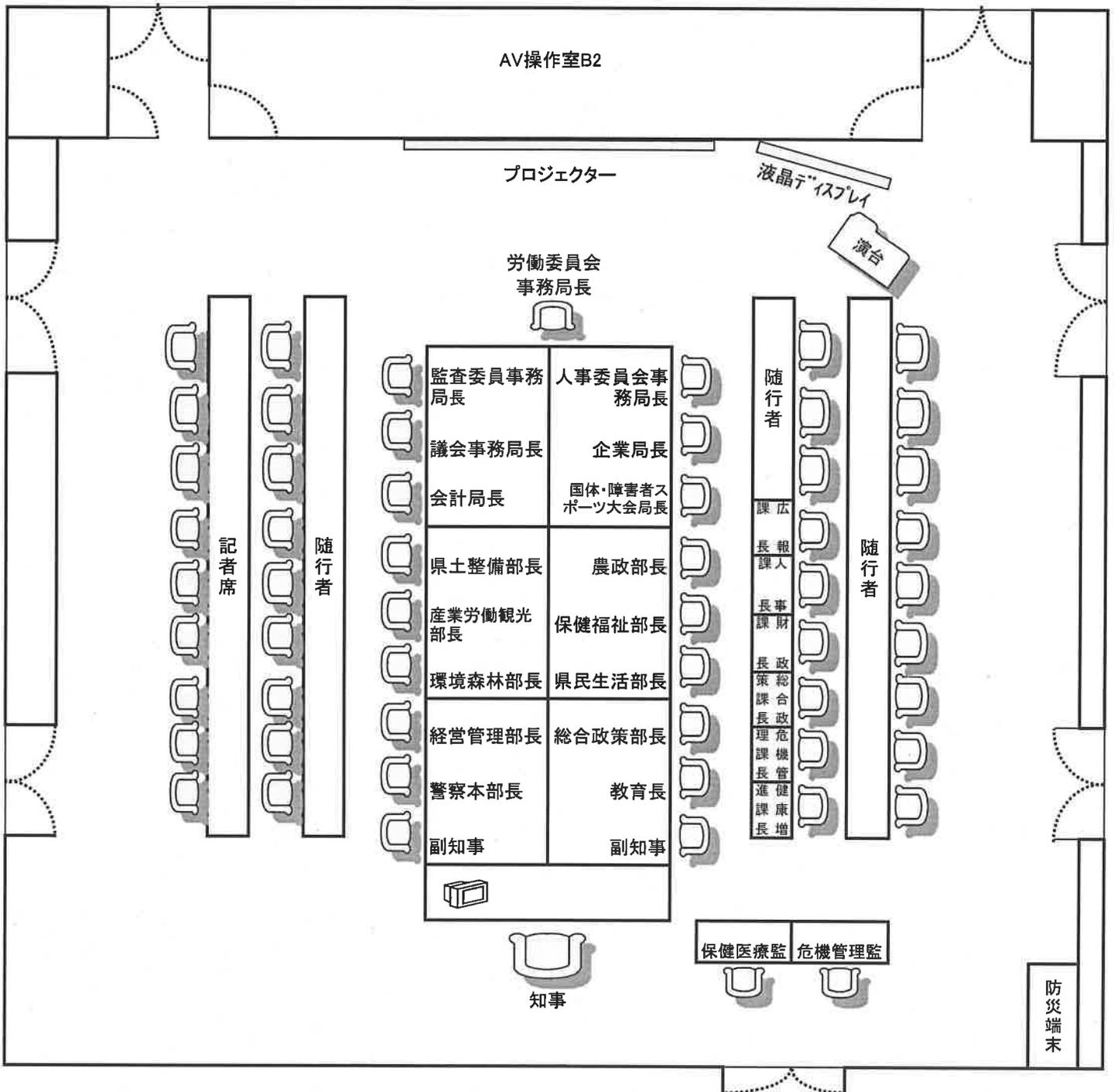
- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生及び対応について
- (2) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	石崎 金市
	環境森林部長	鈴木 峰雄
	保健福祉部長	森澤 隆
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	沼尾 正史
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	入野 祐子
	監査委員事務局長	篠崎 直樹
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健医療監	海老名 英治	

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



AV操作室B2

プロジェクター

液晶ディスプレイ

演台

労働委員会
事務局長

記者席

随行者

随行者

随行者

監査委員事務局長	人事委員会事務局長
議会事務局長	企業局長
会計局長	国体・障害者スポーツ大会局長
県土整備部長	農政部長
産業労働観光部長	保健福祉部長
環境森林部長	県民生活部長
経営管理部長	総合政策部長
警察本部長	教育長
副知事	副知事

課 広
長 報
課 人
長 事
課 財
長 政
課 総
長 合
課 危
長 機
課 管
長 健
課 康
長 増

知事

保健医療監 危機管理監

防災端末

栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	備考
1	60代	女性	県南	2/22	クルーズ船下船
2	30代	女性	県南	3/5	大阪ライブハウス ショッピングセンター勤務
3	40代	女性	宇都宮	3/18	タイ旅行
4	50代	男性	県南	3/20	ポルトガル旅行
5	40代	男性	フィリピン	3/24	フィリピンから帰国
6	70代	男性	安足	3/24	親族との接触あり
7	60代	女性	安足	3/25	No. 6 の妻
8	50代	男性	県西	3/25	No. 6 の同僚
9	50代	女性	県西	3/25	No. 8 の妻
10	40代	男性	県南	3/25	別の新型コロナ感染者と濃厚接触

県が報道発表済みの患者数は10名です。

患者・御家族の人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

令和2年3月24日に発生した新型コロナウイルス感染症患者（5例目）に係る
積極的疫学調査の状況について【第1報】

令和2年3月25日

本県において、昨日（3月24日）確認された、新型コロナウイルス感染症患者（5例目）の積極的疫学調査について、現在までに判明した結果を以下のとおりお知らせします。

※本日発表の情報部分は、下線のとおり

【患者の概要（5例目）】

1 年代：40代

2 性別：男性

3 居住地：フィリピン※

※帰省先：栃木県県南健康福祉センター（以下「センター」という。）管内

4 症状、経過

3月18日 午前中、発熱（37.8度）を確認。

3月19日 症状なし。

3月20日 倦怠感持続のためセンターに電話。症状が改善しなければ、あらかじめ医療機関に電話の上、受診するように伝える。

3月21日 朝から咳及び発熱（37～38度）があり、県内の医療機関Aを受診（マスク着用の上、自転車にて移動）。解熱剤を処方されたが、内服はなし。

3月22日 熱は36.9度～37.3度。

3月23日 平熱（36.3度）であったが、県内の医療機関Bを受診（マスク着用の上、自転車にて移動）。肺炎像が認められたため、PCR検査の実施についてセンター相談あり。

3月24日 PCR検査の結果、陽性であることが判明。同日、県内の医療機関Bに入院。

5 行動歴

3月19日 フィリピンから帰国（マスク着用）。

空港から自宅の最寄り駅まで公共交通機関にて移動（マスク着用）

自宅最寄り駅から自宅までは自家用車にて移動（マスク着用）。

3月20日～23日 医療機関の受診以外は自宅にて過ごす。

6 濃厚接触者等について

・ 濃厚接触者は、現時点で共に帰省した子2名と帰省先の父母の計4名。3月25日のPCR検査の結果、4名全員の陰性を確認。

・ 3月21日に受診した医療機関Aでは適切な感染防御対策を講じていたため濃厚接触者にはあたる者はいない。

・ 濃厚接触者には、以下の対応を依頼。

(1) 今回の検査結果が判明するまでの間の自宅待機

(2) 現在症状が無く、検査結果陰性の場合、患者と最後に濃厚接触があった日から14日間の健康観察

(3) 症状が出た場合には、県南健康福祉センターへ連絡の上、医療機関受診

7 公表の考え方について

・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。

- ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期（3/18以降）の行動歴等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表することとした。
- ・ 一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期（3/17以前）の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

令和2年3月24日に発生した新型コロナウイルス感染症患者（6例目）に係る
積極的疫学調査の状況について【第1報】

令和2年3月25日

本県において、昨日（3月24日）確認された、新型コロナウイルス感染症患者（6例目）の積極的疫学調査について、現在までに判明した結果を以下のとおりお知らせします。

※本日発表の情報部分は、下線のとおり

【患者の概要（6例目）】

- 1 年代：70代
- 2 性別：男性
- 3 居住地：栃木県安足健康福祉センター（以下「センター」という。）管内
- 4 症状、経過
 - 3月14日 発熱（37.4～37.5度）を確認。
 - 3月15日 発熱（37.4度）を確認。
 - 3月17日 発熱（37.6度）があったため、県内の医療機関Aを受診（マスク着用の上、自家用車にて移動）し、抗生物質を処方される。
 - 3月20日 県内の医療機関Bを受診（マスク着用の上、自家用車にて移動）。
 - 3月22日 発熱（39.3度）を確認。
 - 3月23日 発熱（37.8度）及び倦怠感があったため、県内の感染症指定医療機関を受診（マスク着用の上、自家用車にて移動）し、肺炎像を認めたため入院となり、同医療機関からセンターに連絡。
 - 3月24日 PCR検査の結果、陽性であることが判明。
- 5 行動歴
 - 3月14～23日 医療機関の受診以外は自宅にて過ごす。
- 6 濃厚接触者等について
 - ・ 濃厚接触者は、現時点で妻のみ。3月25日のPCR検査の結果、陽性（7例目）を確認。
 - ・ 発症前に発熱のあった親族と接触あり。当該親族については、居住地を管轄する県外の保健所に情報提供し、調査中。
 - ・ 3月17日及び20日に診察した医師は適切な感染防御対策を講じていたため濃厚接触者にはあたらない。
 - ・ 濃厚接触者には、以下の対応を依頼。
 - (1) 今回の検査結果が判明するまでの間の自宅待機
 - (2) 現在症状が無く、検査結果陰性の場合、患者と最後に濃厚接触があった日から14日間の健康観察
 - (3) 症状が出た場合には、安足健康福祉センターへ連絡の上、医療機関受診
- 7 公表の考え方について
 - ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。
 - ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期（3/14以降）の行動歴等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表することとした。
 - ・ 一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期（3/13以前）の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が 2 日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の本県の発生状況について（7例目）

令和2年3月25日

本県において、本日（3月25日）15時頃に、県保健環境センターの検査により、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは、県内では7例目です。

【患者の概要（7例目：6例目の妻）】

- 1 年代：60代
- 2 性別：女性
- 3 居住地：栃木県安足健康福祉センター（以下「センター」という。）管内
- 4 症状、経過
 - 3月17日 夜、発熱（38.0度）及び倦怠感を確認。呼吸器症状なし。
 - 3月18日～19日 発熱（38度台）及び倦怠感が継続。
 - 3月20日 倦怠感継続のため、県内の医療機関Bを受診（マスク着用の上、自家用車にて移動）。インフルエンザ陰性、抗生物質を処方される。
 - 3月24日 平熱（35.9度）。夫がPCR検査の結果、陽性であることが判明。本人が濃厚接触者となったため、夜、県内の感染症指定医療機関に入院（マスク着用の上、自家用車にて移動）。
 - 3月25日 PCR検査を実施し、陽性であることが判明。病状は安定している。
- 5 行動歴
 - 3月17日 夫の付き添いのため県内の医療機関Aを訪問後、センター管内で10分程度買い物（マスク着用の上、自家用車にて移動）。
 - 3月18日～22日 医療機関の受診（3/20）以外は自宅にて過ごす。
 - 3月23日 県内の感染症指定医療機関へ夫を送った後、センター管内の3か所の店舗で各10分程度買い物（マスク着用の上、自家用車にて移動）。
- 6 濃厚接触者等について
 - ・ 濃厚接触者は、現時点で夫（陽性）のみ。
 - ・ 3月20日に受診した医療機関では適切な感染防御対策を講じていたため濃厚接触者にあたる者はいない。
 - ・ 3月17日と3月23日の買い物時は、マスク着用の上、特定者との濃厚接触なし。
- 7 公表の考え方について
 - ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。
 - ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期の行動歴（3/17以降）等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表する。
 - ・ 一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期の詳細な行動歴（3/16以前）等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の本県の発生状況について（8例目）

令和2年3月25日

本県において、本日（3月25日）18時頃に、県保健環境センターの検査により、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは、県内では8例目です。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っております。

※ 6例目の感染判明を受けて、勤務先の疫学調査を実施したところ、職場の同僚に体調不良者がいることが判明したことから、検査を実施したものの。

【患者の概要（8例目：県内6例目の会社同僚）】

- 1 年代：50代
- 2 性別：男性
- 3 居住地：栃木県県西健康福祉センター（以下「センター」という。）管内
- 4 症状、経過
 - 3月22日 発熱（37.5度）を確認。
 - 3月23日 発熱（朝37.7度、夕方38.4度）及び下痢症状のため、県内の医療機関Aを受診。咽頭炎と診断され、解熱剤を処方される。
 - 3月24日 発熱（朝38.0度、昼37.5度）及び下痢症状あり。前日に処方された薬を服用するも解熱せず。※のとおりセンターから電話連絡。状況確認の中で、様子を見るように指示。
 - 3月25日 発熱（朝37.3度）、咳及び下痢症状が継続するため、センターに相談の上、県内の医療機関Bを受診。PCR検査の結果、陽性であることが判明。
県内の医療機関Cに入院予定（3/26午後）。現在の症状は発熱及び頭痛。
- 5 行動歴
 - 3月22日 出勤（自家用車通勤、常時マスク着用）。ただし、当日の出勤者は本人のみであった。
 - 3月23日 出勤せず、医療機関Aを受診。
 - 3月23～25日 医療機関の受診以外は自宅にて過ごす。
- 6 濃厚接触者等について
 - ・ 濃厚接触者は、現時点で妻（9例目）及び子（無症状）のみ。子は、PCR検査の実施について調整中。
 - ・ 3月23日及び25日に受診した医療機関では適切な感染防御対策を講じていたため濃厚接触者にあたる者はいない。
 - ・ 勤務先については、今後、職場での接触について、更に調査の上、必要に応じてPCR検査を実施する予定。
 - ・ 濃厚接触者には、以下の対応を依頼。
 - （1）今回の検査結果が判明するまでの間の自宅待機
 - （2）現在症状が無く、検査結果陰性の場合、患者と最後に濃厚接触があった日から14日間の健康観察
 - （3）症状が出た場合には、センターへ連絡の上、医療機関受診
- 7 公表の考え方について
 - ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシー

一のバランスを図る必要があると考える。

- ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期（3/22以降）の行動歴等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表することとした。
- ・ 一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期（3/21以前）の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がととても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の本県の発生状況について（9例目）

令和2年3月25日

本県において、本日（3月25日）18時頃に、県保健環境センターの検査により、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは、県内では9例目です。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っております。

【患者の概要（9例目：県内8例目の妻）】

- 1 年代：50代
- 2 性別：女性
- 3 居住地：栃木県県西健康福祉センター（以下「センター」という。）管内
- 4 症状、経過
 - 3月20日 咽頭痛及び節々の痛みを感じる。
 - 3月22日 発熱（37.7度）を確認し、市販の解熱剤を服用し解熱し、これ以降は発熱なし。
 - 3月25日 平熱（36.8度）であったが、本県8例目患者と同日（3/22）に発熱を呈していたことから、県内の医療機関Bを受診。肺炎像はなく、PCR検査の結果、陽性であることが判明。県内の医療機関Cに入院予定（3/26午後）。現在の症状は特になし。
- 5 行動歴
 - 3月20～25日 医療機関の受診以外は主に自宅にて過ごす（詳細は調査中）。
- 6 濃厚接触者等について
 - ・ 濃厚接触者は、現時点で夫（8例目）及び子（無症状）の計2名。子は、PCR検査の実施について調整中。
 - ・ 3月25日に受診した医療機関は適切な感染防御対策を講じていたため濃厚接触者にはあたる者はいない。
 - ・ 濃厚接触者には、以下の対応を依頼。
 - （1）今回の検査結果が判明するまでの間の自宅待機
 - （2）現在症状が無く、検査結果陰性の場合、患者と最後に濃厚接触があった日から14日間の健康観察
 - （3）症状が出た場合には、センターへ連絡の上、医療機関受診
- 7 公表の考え方について
 - ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。
 - ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期（3/20以降）の行動歴等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表することとした。
 - ・ 一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期（3/19以前）の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の本県の発生状況について（10 例目）

令和2年3月25日

本県において、本日（3月25日）18時頃に、県保健環境センターの検査により、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは、県内では10例目です。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っております。

【患者の概要（10 例目）】

- 1 年代：40代
- 2 性別：男性
- 3 居住地：栃木県県南健康福祉センター（以下「センター」という。）管内
- 4 症状、経過
 - 3月22日 発熱（37.0度～38.0度台）を確認。倦怠感有り。
 - 3月23日 倦怠感有り。
 - 3月24日 発熱（37.7度）を確認。夕方、センターへ相談があり、県内の医療機関A（帰国者・接触者外来）を受診するよう指示。
 - 3月25日 医療機関A（帰国者・接触者外来）を受診。肺炎像有り。
PCR検査の結果、陽性であることが判明。
- 5 行動歴
 - 3月13日 県外の陽性確定者（3/24判明）と県外で会食。
 - 3月22日 県内のディーラーにて車検後、県内のホテルに宿泊。（ホテル到着後発熱、倦怠感出現）
 - 3月23日 ホテルから帰宅後、以降はテレワーク。近所で10分程度買い物。（徒歩、マスク着用）
- 6 濃厚接触者等について
 - ・ 濃厚接触者は、現時点で同居家族3名（妻、子2名、現在無症状）である。明日（3/26）以降、PCR検査を実施予定。その他濃厚接触者の有無は、調査中。
 - ・ 3月25日に受診した医療機関では適切な感染防御対策を講じていたため濃厚接触者にあたる者はいない。
 - ・ 濃厚接触者には、以下の対応を依頼。
 - （1）今回の検査結果が判明するまでの間の自宅待機
 - （2）現在症状が無く、検査結果陰性の場合、患者と最後に濃厚接触があった日から14日間の健康観察
 - （3）症状が出た場合には、センターへ連絡の上、医療機関受診
- 7 公表の考え方について
 - ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。
 - ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期（3/22以降）の行動歴等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表することとした。
 - ・ 一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期（3/21以前）の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

1 国の対応

(1) 3月26日

- ・政府の専門家会議において「国内の感染状況について、まん延のおそれが高いと認められる。」との報告書を了承
- ・専門家会議の報告書を受け、厚生労働省大臣が内閣総理大臣に報告
- ・閣議決定
- ・特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症政府対策本部」を設置・開催

(2) 3月26日以降

- ・政府行動計画に基づき、政府対策本部会議において「基本的対処方針」を定め、公示、周知

2 県の対応

(1) 3月26日

- ・政府対策本部の設置を受け、直ちに「栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（公表） ※正式名称「栃木県新型インフルエンザ等対策本部」
- ・県対策本部事務局の立ち上げ（※活動開始は4月1日以降）

(2) 3月27日以降

- ・県対策本部は、国の基本的対処方針を受け、有識者（新型インフルエンザ等有識者会議）に対策に関する意見を聞き、県の「基本的対応方針」を決定、周知（公表）
- ・県の「基本的対応方針」に基づき、各種対策を実施

<参考>

- ・3月13日 第9回本部会議で政府対策本部が設置された場合には、速やかに県対策本部を設置すること。必要な準備を進めることを確認
- ・3月18日 県本部事務局構成員への説明会開催
- ・3月20日 市町村長会議で市町対策本部の体制整備を依頼
- ・3月23日 県本部事務局構成員で活動シミュレーションを実施

